

グループホーム イエール月寒 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団五風会が設置するグループホーム イエール月寒（以下「事業所」という）が行う指定共同生活援助の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定共同生活援助等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 次に掲げる方針に基づき、指定共同生活援助等を提供するものとする。

- (1) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活援助を行う住居において相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 自らが提供する指定共同生活援助等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 1ヶ月1回の連絡会議、アセスメント会議時に人権擁護や虐待防止、成年後見制度、苦情解決等の従業員研修と体制整備を行う事とし、責任者を置き対応するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム イエール月寒
- (2) 所在地 北海道札幌市豊平区月寒東2条9丁目5番13号

(共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者)

第4条 事業所の共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は次のとお

りとする。

名称	所在地	入居定員	主たる対象者
イエール月寒	北海道札幌市豊平区月寒東2条 9丁目5番13号	17人	知的障害者 精神障害者

(定員の遵守)

第5条 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、従業者の管理、指定共同生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名 (常勤・兼務) 以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する共同生活援助計画等の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

エ 指定共同生活援助の提供に当たって、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労継続支援(A型)事業所又は指定就労継続支援(B型)事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。

オ 他の従業員に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 世話人 5名以上

世話人は、食事の提供、生活上の相談及びその他の日常生活上の支援について、次号に規定する生活支援員と協同して適切に実施する。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援について、前号に規定する世話人と協同して適切に実施する。

(5) 夜間支援従事者 5名以上

夜間支援従事者は、夜間帯において生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援を行う。

(共同生活援助計画等の作成等)

第7条 管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画等の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 共同生活援助計画等の作成に当たっては、適正な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討するものとする。
- 3 前項に規定する適切なアセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。
- 5 サービス管理責任者は、共同生活援助計画等の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する共同生活援助計画等の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得

るものとする。

- 7 サービス管理責任者は、共同生活援助計画等を作成した際には、当該共同生活援助計画等を利用者へ交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、共同生活援助計画等の作成後、少なくとも6月に1回以上定期的に、共同生活援助計画等の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて共同生活援助計画等の変更を行うものとする。
- 9 前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - （1）定期的に利用者へ面接すること。
 - （2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第1項から第7項までの規定は、第8項に規定する共同生活援助計画等の変更について準用する。

（指定共同生活援助の内容）

第8条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は次のとおりとする。

- （1）共同生活援助計画の作成
- （2）利用者に対する相談
- （3）食事の提供
- （4）服薬管理をはじめとする健康管理の支援
- （5）余暇活動の支援
- （6）緊急時の対応
- （7）日中活動に係る他の事業所等との連絡調整
- （8）財産管理等の日常生活に必要な支援
- （9）介護サービスが必要な利用者に対する食事・入浴・排せつ等の介護
- （10）夜間における支援
- （11）体験利用希望者への支援
- （12）前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - （2）から（11）に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言

（サービス内容等の説明及び同意）

第9条 事業所は、利用者の障がい特性に配慮しつつ、事業所の利用開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、事業所の利用について申込者の同意を得るものとする。

(利用者から受領する費用の額)

第10条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から、当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担のほか、利用者から、障害者総合支援法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、次に定める費用について、毎月20日に翌月分を利用者から徴収（但し、体験利用に係るものについては別途定めた額とする。）し、徴収した月の翌月末又は利用契約書第〇条の規定により利用契約を終了した日に精算し、残金が生じた時は、利用者にその残金を返還するものとする。但し、実費相当額が次に掲げる金額を下回った場合は、当該実費相当額とする。

また、利用者が生活保護受給者あるいは市町村民税非課税世帯の者で、市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とする。

グループホーム イエール月寒

1 家賃 1月当たり 36000円 ～ 39000円

2 光熱水費 1月当たり 各自負担

3 食材費 朝食300円 昼食350円 夕食550円

朝・夕セット料金25000円（1カ月分）

4 共益管理費（共用駐車場・光熱費等共用室維持費・購読料・ランドリー等設備使用料・共用部分清掃料・除雪等含む）1月当たり 16000円

5 備品リース料 1月当たり 2000円 希望者のみ（ベッド・テレビ）

4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

1. 日常生活における、食事・排泄・入浴・ベッドへの移乗といった場面で、全面的な介護を必要としないこと（部分的及び時限的介護は可）。

2. 自傷他害の恐れがないこと。

3. 入居時点において医療機関での入院による治療を要しないこと。
4. 利用者は努めて健康に留意すること。事業所の実施する定期的な検温の実施や、必要に応じた体調の聞き取り、血圧の測定、感染症罹患時の隔離対応への協力をする
こと。
5. 健康状態に異常がある場合はその旨を世話人、生活支援員に申し出ること。
6. 食堂等入居者が共同で使用する場所は本来の目的に従い使用すること。
7. 定められた場所以外及び時間以外、喫煙および飲酒をしてはならない。喫煙は玄関
脇の喫煙スペースでのみ行い、スペース外での喫煙は禁ずる。また、喫煙スペース
の利用時間は（午前）6：00～（午後）10：00と定める。飲酒をする場合、
病状によっては主治医の判断を仰ぐよう助言することがある。
8. けんか、口論、過度の飲酒（泥酔）、騒音、その他事業所の定めるルールに反する
行為によって、他人に迷惑をかけてはならない。
9. 外出、外泊、医療機関の受診、入院の際はその旨を世話人、生活支援員に申し出る
こと。また、玄関施錠（夜10：00）以降の外出は、服薬後の体調管理、安全確
保の観点から出来るだけ自粛し、特別の理由によって外出をする必要が生じた際
には、その旨申し出ること。災害発生時の避難行動においては、この限りではない。
10. 居室には利用者本人以外の者を滞在させてはならない。特に必要がある場合には、
その旨を管理者にあらかじめ申し出ること。
11. 第14条に定める非常災害対策（事業所の実施する避難訓練、定期的な消防設備
点検等）に参加・協力すること
12. コロナウイルス、インフルエンザウイルスをはじめとする感染症罹患者が発生し
た場合、患者本人及び他の利用者の外出を自粛するよう求めること。

（緊急時等における対応）

- 第12条 事業所の従事者は、利用者の日常の様子に注意を払い、病状および様態急変が
あった場合及びその他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の
主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を
講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う
等の必要な措置を講ずるものとする。

緊急時の連絡先

- （1）職員事務室 011-827-7532
- （2）管理者携帯 070-2427-9172

(事故発生時の対応)

- 第13条 指定共同生活援助の提供により事故が発生した時は、直ちに市町村の担当部署及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 緊急時の連絡先
- (1) 職員事務室 011-827-7532
 - (2) 管理者携帯 070-2427-9172

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護、及び虐待防止のため、虐待防止委員会を設置するものとする。
- (1) 委員会は随時招集を行い、研修計画の策定を行う。
 - (2) 研修計画に基づき、全ての従業員に対して定期的（新規採用時及び年1回以上）に虐待防止のための研修を実施する。
 - (3) 虐待防止委員会の委員長は事業所の管理者が就任する。
- 2 従業員は、当該事業所の従業員又は養護者（家族・親族など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(苦情解決)

- 第16条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2. 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
3. 提供した指定共同生活援助に関し、障害者総合支援法（以下、「法」という。）

第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項の規定により北海道知事が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は北海道知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は北海道知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4. 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2. 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
3. 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行わない。

2. 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2. 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - (1) 共同生活援助計画等
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
4. 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う事業所が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団五風会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(地域との連携等)

- 第20条 事業所は、共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその代表者等との交流を行うとともに、運営の透明性を確保し、地域社会との連携及び地域福祉の向上に努めるものとする。
2. 事業所は、地域連携推進会議を実施し、年1回以上、事業所の運営状況を報告し、地域住民等からの意見・助言を聴取する。
 3. 前項の会議で得られた助言や評価を議事録としてまとめ、市町村に提出するとともに、利用者や関係者に公表する。

附 則

この規程は、平成23年5月23日から施行する

平成23年10月 1日改定

平成24年 7月13日改定

平成24年11月 1日改定

平成25年 4月 1日改定

平成26年 6月 1日改定

平成28年 4月16日改定

平成29年 4月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

平成30年 6月 1日改定

令和 2年 4月 1日改定

令和 4年 4月 1日改定

令和 5年 3月27日改定

令和 5年 4月 1日改定

令和 7年 5月10日改定

令和 8年 4月 1日改定